装官会第16号 2 7 . 1 0 . 1 一部改正 装官会第3566号 2 9 . 3 . 2 2 一部改正 装官会第4339号 3 0 . 3 . 3 0 一部改正 装官総第7141号 3 1 . 3 . 2 9 一部改正 装官総第4804号 令和3年3月31日 一部改正 装官総第12305号 令和3年8月27日 一部改正 装官会第13213号 令和3年9月14日 一部改正 装官会第8575号 令和4年5月30日 一部改正 装官会第11558号 令和5年6月28日 一部改正 装官会第5650号 令和6年3月29日 一部改正 装官会第17764号 令和6年9月27日

殿

防衛装備庁長官 (公印省略)

防衛装備庁における施設の取扱いに関する事務処理要領について(通達)

防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号) 第24条第1項の規定に基づき、防衛装備庁における施設の取扱いに関する事務処理要 領を別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう処置されたい。

添付書類:別紙

#### 防衛装備庁における施設の取扱いに関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この通達は、防衛装備庁における施設の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) 訓令 防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号)をいう。
  - (2) 施設 訓令第1条に規定する国有財産をいう。
  - (3) 地方防衛局等 地方防衛局及び地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)をいう。
  - (4) 地方防衛局長等 地方防衛局等の長をいう。
  - (5) 課長等 内部部局の各課長、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官、艦船設計官、事業計画官、事業監理官、装備技術官、技術計画官、技術振興官、原価管理官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官をいう。
  - (6) 研究所等 各研究所、各研究所支所及び各試験場をいう。

(使用施設の運用)

第3 長官官房会計官(以下「会計官」という。)又は研究所等の長は、防衛装備庁本庁又は研究所等が使用する施設の効率的運用に努めるとともに相互に密接に協力するものとする。

(施設使用責任者)

- 第4 防衛装備庁の課長等又は研究所(支所を除く。以下この項において同じ。)の 課長若しくは部長(管理部長を除く。)を、それぞれ防衛装備庁における課長等又 は研究所における課若しくは部(管理部を除く。)が使用する施設の使用責任者( 以下「施設使用責任者」という。)とする。
- 2 施設使用責任者は、それぞれ使用する施設の効率的使用に努めるものとする。

(施設の供用区分)

第5 供用事務担当官(訓令第4条第8号に規定する供用事務担当官をいう。以下同じ。 )の施設の供用区分は、別表第1のとおりとする。 (工事完成前の施設の使用)

第6 供用事務担当官は、工事完成前の施設の使用を必要とするときは、工事完成前 使用申請書(別記様式第1)により地方防衛局長等に申請するものとする。

#### (施設の現況把握)

- 第7 供用事務担当官は、供用を受けた施設について、次の各号に掲げる事項を常に 把握するとともに維持及び保存を行うものとする。
  - (1) 使用目的とその使用状況
  - (2) 訓令第23条第1項に規定する台帳の写し(以下「副台帳」という。)と附属の図面との符合状況
  - (3) 境界標の設置及びその他境界の状況
  - (4) 使用許可又は使用承認されたものの状況
  - (5) 不用のもの又は取壊しを要するものの状況
  - (6) その他供用事務担当官が必要と認める事項
- 2 供用事務担当官は、前項の事務を遂行するに当たり必要があるときは、施設使用 責任者に協力を求めることができる。

#### (修繕及び模様替工事の範囲)

第8 供用事務担当官が訓令第10条第1項の規定に基づき行うことができる建物及び 工作物(以下「建物等」という。)の修繕及び模様替工事の範囲は、別表第2のとお りとする。

#### (修繕及び模様替工事の通知)

第9 施設使用責任者は、建物等の修繕及び模様替工事を必要とする場合は、当該建 物等の供用事務担当官に通知するものとする。

#### (施設使用の承認等)

- 第10 供用事務担当官は、訓令第11条第2項の規定に基づく施設の使用許可申請書、同条第3項の規定に基づく協議の回答又は訓令第15条の規定に基づく施設の使用承認申請書を地方防衛局長等に送付する場合は、あらかじめ防衛装備庁長官(以下「長官」という。)の承認を受けるものとする。ただし、継続使用に係るものについては、この限りでない。
- 2 供用事務担当官は、防衛装備庁以外の部隊等(訓令第2条第2号に規定する部隊等 をいう。)から建物等の設置、第8に定める建物等の修繕及び模様替工事の範囲を超 える修繕及び模様替工事その他の長期継続的な施設の使用についての申入れがあ

り、かつ、当該施設を使用させる場合はあらかじめ長官の承認を受けるものとする。

(国有財産への編入手続)

第11 供用事務担当官は、物品管理官から物品の国有財産への編入について申請があったとき、その他国有財産として編入することが必要と認めたときは、行政財産編入申請書(別記様式第2)により地方防衛局長等に申請するものとする。

(物品への編入手続)

第12 供用事務担当官は、国有財産を物品へ編入することが適当と認めるときは、 地方防衛局長等と協議の上、その用途を廃止し、防衛装備庁の物品管理官又は分任 物品管理官に引き継ぐものとする。

(境界標設置の立会)

第13 供用事務担当官は、地方防衛局長等が訓令第22条第1項の規定に基づき境界標を設置する場合は、これに立会い確認しなければならない。

(建物標識)

第14 訓令第22条第2項の規定に基づき、供用事務担当官が表示する建物標識は、 別表第3のとおりとする。

(発生材の取扱い)

- 第15 供用事務担当官は、訓令第10条第1項に規定する建物等の修繕及び模様替工事による発生材が生じた場合において、当該研究所等の分任物品管理官に引き継ぐことが適当と認めるものについては、発生材引継書(別記様式第3)により引き継ぐものとする。ただし、当該発生材を地方防衛局等の物品管理官に引き継ぐことが適当と認める場合は、地方防衛局長等とあらかじめ協議の上、地方防衛局等の物品管理官に通知し、引き継ぐものとする。
- 2 供用事務担当官は、地方防衛局等の行った工事による発生材について、地方防衛 局長等から協議を受けたときは、当該研究所等の分任物品管理官と調整の上、所要 の措置をとるものとする。

(発生材の保管)

- 第16 供用事務担当官は、地方防衛局等の行った工事による発生材の保管について、 地方防衛局長等から依頼があったときは、地方防衛局長等が発する保管依頼書と現 物を確認の上保管するものとする。
- 2 供用事務担当官は、前項の発生材について、あらかじめ地方防衛局長等から保管

解除の通知を受け、かつ、その指定した搬出者が搬出を申し出た場合には、関係職員を立会わせ、搬出者の携行する保管解除通知書を確認して搬出させるものとする。

#### (副台帳の整理及び照合)

- 第17 供用事務担当官は、訓令第23条第2項の規定に基づき、副台帳の記載事項及び附属図面を修正したときは、その旨を会計官に通知するものとする。
- 2 供用事務担当官は、副台帳について、毎年度末現在において集計その他の整理を するとともに、地方防衛局長から送付される国有財産台帳を訓令第6条に規定され る「供用通知書」及び第8条に規定される「供用廃止通知書」と照合し、保管する ものとする。

#### (報告)

- 第18 供用事務担当官は、訓令第9条第2項の規定に基づき、不法な事実の発生を報告し、又は訓令第21条第1項の規定に基づき被害報告を行うときは、速やかにその旨を長官に報告するものとする。
- 2 供用事務担当官は、毎年度末現在において国有財産(施設)使用現況表(別記様 式第4及び別記様式第5)を作成し、5月末日までに長官に報告するものとする。

#### (委任規定)

するものとする。

第19 この達の実施に関し必要な細部事項は、研究所等の長が定めることができる。 2 研究所等の長は、前項の規定により必要な細部事項を定めた場合は、長官に報告

# 別表第1 (第5関係)

# 施設の供用区分

部局	供用事務担当官	区分(口座)
北海道	千歳試験場長	防衛装備庁千歳試験場
防衛局		
東北	下北試験場長	防衛装備庁下北試験場
防衛局		防衛装備庁下北試験場若松宿舎
		防衛装備庁下北試験場小田野沢宿舎
北関東	艦艇装備研究所長	防衛装備庁艦艇装備研究所
防衛局		防衛装備庁目黒宿舎
		防衛装備庁目黒第2宿舎
		防衛装備庁目黒独身宿舎
	新世代装備研究所長	防衛装備庁新世代装備研究所
		防衛装備庁新世代装備研究所東立川地区
	新世代装備研究所	防衛装備庁新世代装備研究所飯岡支所
	飯岡支所長	防衛装備庁飯岡第2宿舎
	航空装備研究所長	防衛装備庁航空装備研究所
	航空装備研究所	防衛装備庁航空装備研究所土浦支所
	土浦支所長	
	航空装備研究所	防衛装備庁航空装備研究所新島支所
	新島支所長	防衛装備庁航空装備研究所新島支所端々地区
		防衛装備庁新島宿舎
南関東	陸上装備研究所長	防衛装備庁陸上装備研究所
防衛局		防衛装備庁陸上装備研究所淵野辺宿舎
		防衛装備庁陸上装備研究所相模原宿舎
	艦艇装備研究所長	防衛装備庁艦艇装備研究所久里浜地区
		防衛装備庁艦艇装備研究所大瀬実験所
	艦艇装備研究所	防衛装備庁艦艇装備研究所川崎支所
	川崎支所長	
中国四国	艦艇装備研究所	防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテ
防衛局	岩国海洋環境試験評	ライト
	価サテライト長	
沖縄	新世代装備研究	防衛装備庁新世代装備研究所与那国海洋観測施設
防衛局	所長	

# 別表第2(第8関係)

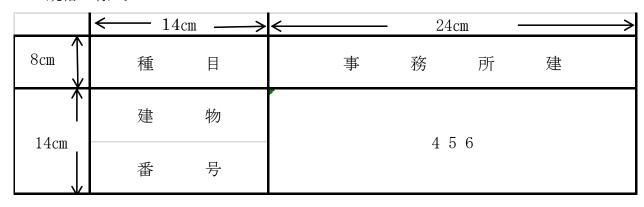
# 建物等の修繕及び模様替工事の範囲

	工事区分	エ 事 の 範 囲
修繕	純 然 た る 修繕工事	建物等の減耗を回復して、その原形に近づかせる工事とする。この場合、当該施設の減耗度合の拡大防止は含むが、その効用を著しく増加させるものであってはならない。
工事	修繕に伴う 改修工事	建物等の原形を変更せず財産の能力若しくは能力を高め、 又は耐用年数を増加させるために行う工事とする。この場合、どこまでも修繕が主であり、改良が従でなければならず、かつ、施設の維持上最小限妥当と認める範囲内でなければならない。
模 様 ***	修繕に伴う 模様替工事	建物等の構造部である壁、柱、屋根及び他の構造部を変更するために行う工事とする。この場合、どこまでも修繕が主であり、模様替が従でなければならず、かつ、建物等の価値又は効用を増加させない程度のものであるか、又は維持上最小限妥当と認める範囲内であること。
替 工 事	軽 微 な 模様替え工事	建物等の構造部である壁、柱、屋根及び他の構造部を変更するために単独に行う工事とする。この場合、業務の運営上真に必要であり、やむを得ない場合に限り実施するものとし、その範囲は、建物等の価値又は効用を増加させない程度であるか、又は当該建物等の維持上最小限妥当と認める程度であること。

#### 別表第3(第14関係)

#### 建物標識

#### 1 規格・様式



#### 2 設置要領

- (1) 建物番号は、建物の種目ごと1棟ごとに一連に付与するものとし、副台帳に記載の整理番号と符合させるものとする。
- (2) 建物標識は、厚さ1.8cmのひのき又は杉等の1枚板を使用し、地は白、書字及びわくは黒の油性ペイントを使用する。
- (3) 建物標識を取り付けることが困難な建物には、前項の要領により当該建物に油性ペイントをもって直接仕上げることができる。
- (4) 建物標識の取付け又は記載場所は、当該建物の主出入口又は外壁の識別しやすい場所とする。

発簡番号 年 月 日

殿

# 供用事務担当官

官職氏名

# 工事完成前使用申請書

下記のとおり工事完成前に使用したいので申請する。

記

1 所 在 地 名		
2 使 用 者		
	構造	数量
3 使用施設の明細	工 事 完 成 (予 定 月 日)	適要
4 使 用 期 間	年 月 日から 年	月 日まで
5 工事完成前に使用を希望する理由		
6 使用の条件		
7 その他参考事項		

発簡番号 年 月 日

殿

# 供用事務担当官 官職氏名

# 行政財産編入申請書

下記のとおり編入したいので申請する。

記

工 事 名													
工事場所													
工期													
	区 分	種	目	細	分	建物	勿等番号	面	積	構	造	備	考
当該財産の明細	(建 物)												
	(工作物)												
₹% #- ++ #7	TX 44 44 44	ж	[- <del>] -</del>		*/- =	1.	単	価	金	額		tt:	±z.
発生 材名	形状寸法	単 位			数	Ī	(評価	額)	(評	価額)	1	浦	考
合 計													

発簡番号 年 月 日

殿

# 供用事務担当官 官職氏名

### 発生材引継書

下記のとおり引継ぎする。

記

1 件 名											
2 所 在 地 名											
3 編入しようとす る物件の明細											
	口座名										
4 編入後の台帳記 載事項	区 分	種	目	細 分	規模構造等	数 量	金額	頁(財産評価額)			
<b>蚁</b> 尹·尔											
5 編入しようとする理由											
6 その他参考事項											
7 添 付 書 類	配置図等関係	记置図等関係図画 財産評価額調書									

(注) 単価金額欄は使用可能品についてのみ見積額を記載する。

#### 別記様式第4(第18関係)

# 令和 年度国有財産(施設)使用現況表 (建物使用状況)

(供用事務担当官:

種	目	構	造	建	H		途	建	築	建築面		建物使用状況				備	考	
1年	I	1177	旭	番号	/13	707	年月	月日	床	延	使	用	者	使用面積	$(m^2)$	Инз	~	

- (注) 1 記載の順序は、種目ごと構造別の順序で記載し、面積は構造ごと小計を、種目ごと計をそれぞれ記載するとともに、末尾に面積の合計を記載すること。
  - 2 所管換(受)のもので建築年月日が不明の場合は、所管換(受)年月日を()で記載のこと。
  - 3 構造の記号は次のとおりとし、例えば鉄筋コンクリート3階建の場合は、「R C -3」のように記載すること。

鉄筋コンクリート造 RC

コンクリートブロック造 CB

木造及び木造モルタル造 W

鉄 骨 造 S

4 本表には、建物配置図を添付すること。

# 別記様式第5 (第18関係)

# 令和 年度国有財産(施設)使用現況表 (使用許可(承認)状況)

#### (供用事務担当官:

財産区分及び	使用者住所及び	新規	使用	許可 (承認)	した数量	許 可	許 可			
種目	氏 名	継続	土地 (㎡)	建物 (m²)	工作物(一式)	(承認)	(承認)	使用料	備	考
1里 口	7	の別	土地(m) 建物(m) 工作物(一式,		工1540 ( 五0)	期間	の概要			